

平成27年度事業計画の概要

一般社団法人青森県産業廃棄物協会は、平成24年4月1日に一般社団法人に移行し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、産業廃棄物の適正処理をはじめ産業廃棄物処理業に係る諸課題に対応するための各種事業を実施してきました。

平成27年度は、産業廃棄物処理業界を巡る動向に適切に対応できるよう事業を積極的に展開するとともに、定款第4条に定める事業を継続してまいります。

平成27年度事業計画体系図

I 産業廃棄物適正処理推進事業（公益的事業）

- (1) マニフェスト普及啓発頒布事業
- (2) 不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業
- (3) 不法投棄防止・解体工事現場監視パトロール事業
- (4) 災害廃棄物処理支援事業
- (5) 調査研究事業
- (6) 研修指導事業
- (7) リサイクル関係セミナー開催事業
- (8) 適正処理に関する相談事業
- (9) 普及啓発事業

II 共益事業（会員への業務支援、関連団体への協力、会員間の情報交換事業）

- (1) 表彰事業
- (2) 産業廃棄物処理業許可期限（更新）通知事業
- (3) 啓発資料の斡旋・配付事業
- (4) 情報誌発行事業
- (5) 産業廃棄物収集運搬車両表示ステッカーの頒布事業
- (6) 労働安全衛生事業
- (7) 講習会事業
- (8) 情報収集・情報交換事業
- (9) 組織強化活性化事業

III 管理事業

- (1) 総会、理事会開催事業
- (2) (公社) 全国産業廃棄物連合会、北海道・東北地域協議会関係事業
- (3) 事務局運営事業

平成27年度事業計画

I 産業廃棄物適正処理推進事業（公益的事業）

公衆衛生の向上及び生活環境の保全に寄与し、県民の快適な生活に貢献することを目的に、産業廃棄物の不法投棄防止や適正処理を推進するため次の事業を実施します。

（1）マニフェスト普及啓発頒布事業

マニフェストの交付、適正処理確認等、マニフェスト制度の適切な実施に向けてマニフェストの頒布及び電子マニフェストの周知を図ります。マニフェストの頒布にあたっては、マニフェストシステムの趣旨を説明し、必要に応じ「マニフェストシステムがよくわかる本」等の配付を行い、排出事業者、産業廃棄物処理業者等に広く周知を図ります。

（2）不法投棄防止撤去推進キャンペーン事業

廃棄物不法投棄問題を、県民も参加し協働して解決していこうとする環境・機運づくりを担うため、「あおもり循環型社会推進協議会」からの依頼を受け、「不法投棄防止撤去推進キャンペーン」事業を行い、不法投棄防止、不適正処理排除を啓発します。不法投棄廃棄物の撤去には、県職員や関係市町村職員、地域住民等も参加し、当協会会員は各支部ごとに、重機や運搬車両等を提供して行います。県内数カ所で実施し、撤去後は当該場所に「不法投棄監視区域」と記載した監視看板を設置します。

（3）不法投棄防止のための監視パトロール事業

県内数地区で、当協会員が各支部ごとに不法投棄を監視するために県、市町村、警察等と連携し、不法投棄される可能性のある場所のパトロール活動を行い、不法投棄防止のための抑止活動を行います。

また、監視パトロール事業に参加した会員に対して、社会貢献事業参加証明書を発行します。

（4）解体工事現場パトロール事業

県内数地区で、当協会員が各支部ごとに県等と連携し、解体工事現場パトロールを行い、廃棄物適正処理の普及啓発活動を行います。

平成27年度から、春期・秋期の年2回実施します。

（5）災害廃棄物処理支援事業

当協会が青森県と平成20年3月19日に締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」及び平成20年12月18日に制定した「災害対策実施要領」に基づき、大規模災害時に県民の安心安全を守るために、災害廃棄物処理支援体制を構築していきます。

災害の万一の発生に備え、災害廃棄物処理協定に基づき市町村から青森県を經由して当協会に支援要請があった場合に、関係機関で迅速かつ的確に情報が伝達するように連絡体制の確立を図るため、平成27年度から、情報伝達訓練を行います。

平成27年度の担当支部は、中弘南黒支部です。

また、協会員には、防災協定に関する証明書を発行します。

(6) 調査研究事業

(公社) 全国産業廃棄物連合会の各委員会・部会等と連携して、産業廃棄物の適正処理や処理施設のあり方などの調査研究を行います。

産業廃棄物の収集運搬、中間処理（焼却等）、最終処分（埋め立て）等の各業態ごとの処理方法や処理施設の実態について調査研究を進め、より高度な産業廃棄物の処理のあり方、処理方法の改善について検討し、調査結果について関係者に公表し、適正処理推進に資することとします。

(7) 研修指導事業

産業廃棄物適正処理の一層の促進を図るため、管理者研修会、実務担当者研修会等を開催します。

管理者研修会では、産業廃棄物処理業を行う上での管理者としての遵法責任について認識を深めます。

実務担当者研修会では、地区ごとに研修会を開催し、関係機関の協力を得ながら、産業廃棄物の適正処理に関する実務及び技術の普及向上を図ります。

また、(公社) 全国産業廃棄物連合会、北海道・東北地域協議会主催の研修会等に参加し、適正処理に関する情報の収集を行い、得られた情報を関係者に周知します。

(8) リサイクル関係セミナー開催事業

循環型社会構築のためには、適正処理にとどまらず、リサイクル可能なものは捨てないでリサイクルしていくことが重要であるため、あおもり循環型社会推進協議会の業務依頼を受けてセミナーを開催します。

(9) 適正処理に関する相談事業

県民、排出事業者からの処理業者の照会、処理業者からの産業廃棄物の種類の特定、処理方法、マニフェストの記載の仕方、委託契約書の作成の仕方等の相談に対して指導・助言します。相談の内容によっては、行政へ確認の上、適切に回答することによって廃棄物の適正処理の推進を図ります。

(10) 普及啓発事業

当協会ホームページの更新・充実を図り、県民・排出事業者等に向けて産業廃棄物の適正処理推進のため情報を発信します。

また、青年部が実施主体となって、次代を担う小学生等に対して、産業廃棄物適正処理、リサイクルの重要性に関する環境教育支援事業を行います。

II 共益事業

(会員への業務支援、関連団体への協力、組織強化及び会員同士の情報交換を図る事業)

産業廃棄物処理業界の健全な発展に寄与するため、会員業務支援事業、(公社) 全国産業廃棄物連合会等関連団体への協力事業、廃棄物処理に関する情報収集・情報交換事業、当協会の運営に功績顕著な者の表彰事業、啓発資料の作成・配付及び組織の強化・活性化事業を行います。

(1) 表彰事業

会員を対象に、産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて公衆衛生・環境保全の向上に寄与し、又は業界の発展に貢献のあった個人・事業所等に対し、総会等において表

彰を行います。また、県知事表彰や大臣表彰などの各種表彰に該当者を推薦します。

(2) 産業廃棄物処理業許可期限（更新）通知事業

産業廃棄物処理業の許可期限切れを防止するため、許可期限前6ヶ月到来の該当会員に対し、その旨を事前に通知します。なお、平成25年度から青森県・青森市以外から取得した許可についても通知し、会員サービスの向上に努めています。

(3) 啓発資料の斡旋・配付事業

「マニフェストシステムがよくわかる本」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」「産業廃棄物最終処分場の環境管理」等の頒布や不法投棄防止啓発用チラシ等を配付します。

(4) 情報誌発行事業

産業廃棄物の適正処理についての各種情報を的確に伝えるため、会報「さんぱいあおもり」を年2回発行し、会員及び行政機関等に配付します。

(5) 産業廃棄物収集運搬車両表示ステッカーの頒布事業

会員の産業廃棄物処理業務の利便性を図るために、産業廃棄物の収集運搬車両に表示する法律に準拠した車両ステッカーを頒布します。

(6) 労働安全衛生事業

労働災害根絶に向けて会員に対し労働安全衛生に関する情報を提供し、産業廃棄物処理業者の労働安全衛生意識の向上を図ります。平成25年度から、当協会ホームページを活用してヒヤリ・ハット事例を収集しています。

(7) 講習会事業

産業廃棄物処理業の許可を得ようとする者や処理に必要な知識技能を習得しようとする者並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得ようとする者を対象に（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが講習会を実施しており、当協会は、当該処理振興センターの協力機関として、受講の手引きの配付、受講の相談、受講申請書の受付、会場の設営を行います。なお、平成26年度から、インターネットによる申込みが可能となっております。

また、(公社)全国産業廃棄物連合会主催の「産業廃棄物処理実務者研修会」を、青森会場で開催します。

(8) 廃棄物処理に関する情報収集・情報交換事業

産業廃棄物と環境を考える全国大会（主催：(公社)全国産業廃棄物連合会等）や全国正会員会長会議（主催：(公社)全国産業廃棄物連合会）、北海道・東北地域協議会等に参加し、産業廃棄物適正処理等に関する情報収集・情報交換を行います。

(9) 組織強化活性化事業

組織の強化活性化を図るため、当協会に未加入の許可業者及び排出事業者を対象に入会を勧誘します。

(10) 反社会的勢力排除に関する啓発事業

会員の企業防衛、危機管理のために、不当要求防止責任者講習会受講の周知等反社会的勢力の排除に向けた啓発を行ないます。

Ⅲ 管理事業

(1) 総会、理事会開催事業

協会運営の基本となる総会、理事会等を開催します。

理事会を数回開催します。また、支部との交流を深めるため、年1回は理事会開催会場を各支部持回りとし、支部役員がオブザーバーとして出席することができます。平成27年度の担当支部は西北五支部です。

各種委員会、部会を必要に応じて開催します。

(2) 理事会機能の強化

理事会の機能を強化するために、当協会青年部会長を理事に選任できるように、定款を一部変更します。

(3) (公社) 全国産業廃棄物連合会、北海道・東北地域協議会等関係事業

(公社) 全国産業廃棄物連合会、北海道・東北地域協議会等関係団体からの情報を収集し、会員に「ホームページ」や「さんぱいあおもり」により周知します。

(4) 事務局運営事業

協会運営に必要な事務局の運営を行います。

支部との連携を密にするため、平成25年度から支部事務局担当者会議を支部持ち回り開催としており、平成27年度の担当支部は三八支部です。